世田谷区内中小事業者向け

ハラスメント相談窓口を外部委託できます。

利用契約料

年間 **4,800円~**
（1か月400円）
1事業者／従業員10名までの場合
※料金は税別

セラ・サービス会員の場合
50%割引

こんなお悩みはありませんか？

ハラスメント相談窓口を公社が代行します。

詳しくは裏面をご覧ください。

2022年４月１日より、中小事業者にも、従業員に対するハラスメントを防止する義務があります。
相談窓口を社内に設置することが難しい場合は、公社へ外部委託することができます。

窓口利用対象（契約：「事業者」⇔「公社」）

- 世田谷区内に登記や主要事業所のある中小企業法人と雇用されている従業員
- 世田谷区内に事業所を有する個人事業主に雇用されている従業員

サービス提供内容

- パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどに関する社外相談窓口設置

ご利用方法

①中小企業法人または個人事業主（以下「事業者」とします）が、公社に申込、契約（有料）していただきます。

②契約後、事業者は雇用する従業員（以下「従業員」という）に、ハラスメント相談窓口の連絡先を知らせます。

③従業員の方に連絡したい内容が生じた場合、公社が相談員との面談予約を行います。

④従業員の方が専門家（社会保険労務士など）と面談を行います。

ハラスメント相談窓口外部委託事業 利用料

（単位：円）・税別

従業員人数	一般		セラ会員割引	
	1か月単価	12か月(年間)	1か月単価	12か月(年間)
1～10名	400	4,800	200	2,400
11～20名	800	9,600	400	4,800
21～30名	1,200	14,400	600	7,200
31～40名	1,600	19,200	800	9,600
41～50名	2,000	24,000	1,000	12,000
51～60名	2,400	28,800	1,200	14,400
61～70名	2,800	33,600	1,400	16,800
71～80名	3,200	38,400	1,600	19,200
81～90名	3,600	43,200	1,800	21,600
91～100名	4,000	48,000	2,000	24,000
101～150名	6,000	72,000	3,000	36,000
151～200名	8,000	96,000	4,000	48,000
201～250名	10,000	120,000	5,000	60,000
251～300名	12,000	144,000	6,000	72,000

※従業員300名までの事業者を対象とする。

ご利用の流れ

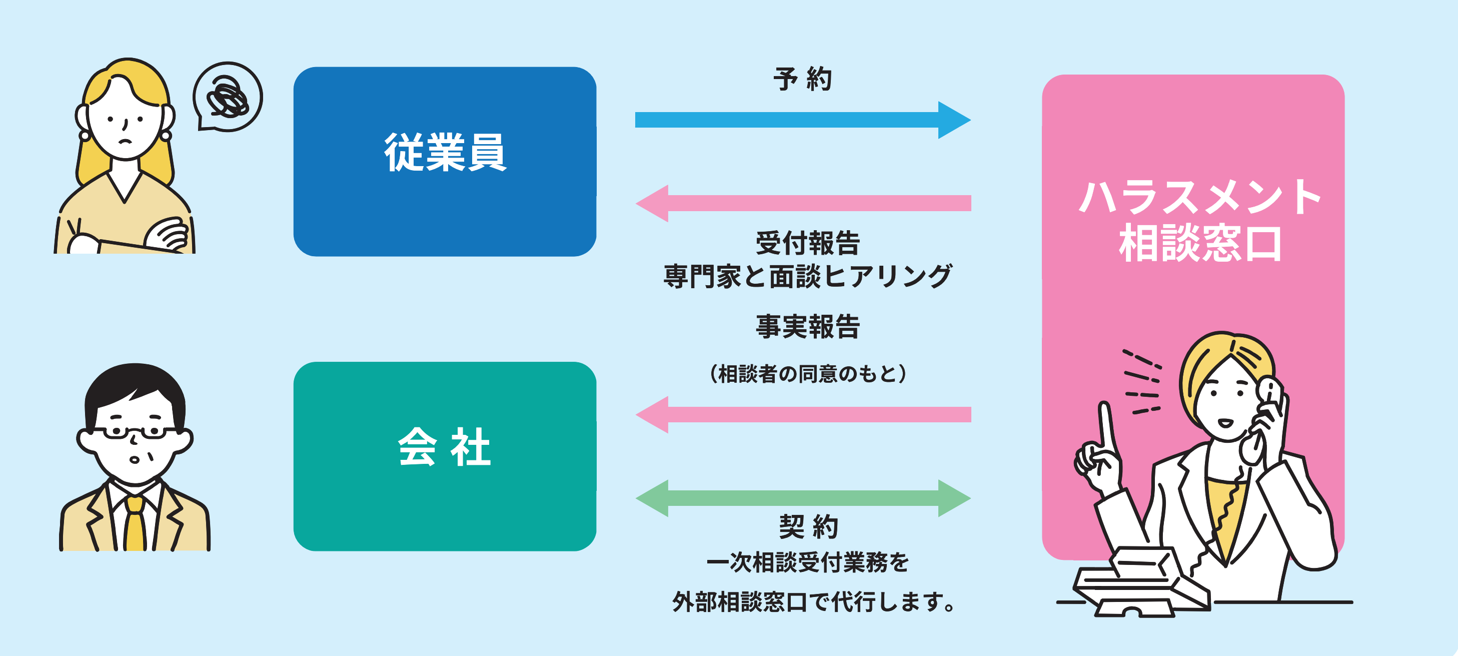

お問い合わせ

平日9時～17時30分　（土日・祝祭日は除きます）
公益財団法人 世田谷区産業振興公社　事業課　経営支援係
〒154-0004　世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4Ｆ
電話：03-3411-6608　/　FAX：03-3411-6610
ホームページ：https://www.setagaya-icl.or.jp/